

国保連合会だより



NO. 2026-歯-4
令和 8年 7月15日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5535
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎【重要】令和8年10月以降の光ディスク等を用いた請求について

令和8年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合には「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）」の提出が必要となります。

なお、今般、届出及び移行計画書の提出に必要な様式が改正されておりますので、提出の際はご注意ください。

<提出期限>

- ・ 令和8年8月31日（月）

<提出方法>

- ・ 原則として以下の医療機関等向け総合ポータルサイトに開設しているフォームから提出

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=194a233a933142140fdff0e01bba1083&id=kb_article_view&sysparm_rank=1&sysparm_tsqueryId=f302777a93f142140fdff0e01bba109d&spa=1

<留意事項>

- ・ オンライン請求への移行計画書は、最大1年間の内容として定めるものであることから、原則として1年以内にオンライン請求に移行する計画とする必要があること。
- ・ オンライン資格確認導入済みの施設については、原則としてオンライン請求に移行する必要があること。
- ・ 移行計画書の提出がなされないまま、継続して光ディスク等を用いた請求が行われた場合は、返戻を行うことがあること。

<様式の改正>

- ・ 令和8年6月10日付け厚生労働省保険局長通知「「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」により、「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）」が改正されました。

【問合せ先】

(医科) 054-253-5540 審査第1・2・3課
(歯科) 054-253-5535 審査第4課
(調剤) 054-253-5541 審査調整課